

6 - 1 清水町地域福祉計画策定委員会設置要綱【当初策定時】

（設置目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条により、地域福祉推進のために、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスの量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制づくりに関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、清水町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域福祉に関する調査研究
- （2）地域福祉計画の策定
- （3）その他の計画の策定に必要な事項

2 委員会は、前項第2号の地域福祉計画を文章にまとめ、町長に提出する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内を持って組織し、委員は次に掲げる者のうちから、地域福祉に関わる関係者及び識見を有するものを考慮し、町長が委嘱する。

- （1）公募による町民
- （2）保健福祉に係る町及び社会福祉協議会の職員。
- （3）ボランティア団体、社会福祉施設関係、清水町障害者児振興会連絡協議会、老人クラブ連合会、清水町女性連絡協議会、社会福祉協議会より推薦された者

2 委員の任期は、委嘱する日から平成17年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

（専門部会）

第6条 委員会は、必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他の事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月26日より施行する。

6 - 2 清水町地域福祉計画策定委員会設置要綱【策定見直し時】

(設置目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第107条により、地域福祉推進のために、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制づくりに関する計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、清水町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉に関する調査研究
- (2) 地域福祉計画の策定
- (3) その他計画の策定に必要な事項

2 委員会は、前項第2号の地域福祉計画を文書にまとめ、町長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、地域福祉に関わる関係者及び識見を有する者を考慮し、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 保健福祉に関する町及び社会福祉協議会の職員
- (3) ボランティア団体、社会福祉施設関係、清水町障害者児振興会連絡協議会、清水町老人クラブ連合会、清水町女性連絡協議会、清水町民生委員協議会、清水町社会福祉協議会より推薦された者

2 委員の任期は、委嘱する日から平成23年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。